

参考資料 1

土浦市告示第 1 1 1 号

土浦市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 公共施設等（本市の公共施設，公用施設その他の本市が所有する建築物その他の工作物をいう。）の計画的な維持管理及び更新・統廃合・長寿命化対策等の推進について定める土浦市公共施設等総合管理計画（次条において「計画」という。）を策定するため，土浦市公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な事項の調査及び検討に関すること。
- (2) 計画の立案に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は，10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 市議会議員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか，市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は，委嘱された日から第 2 条に規定する所掌事項が終了する日までとする。

2 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちから委嘱された委員は，委嘱当時の職を退いたときは，委員の資格を失うものとする。

3 補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(土浦市公共施設等総合管理計画検討会議)

第7条 委員会の事務を補佐させるため、委員会に土浦市公共施設等総合管理計画検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

- 2 検討会議は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は市長公室を担任する副市長を、副幹事長は他の副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 6 検討会議の会議は、幹事長が招集する。
- 7 幹事長は、検討会議の会議の議長となる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に副幹事長及び幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討会議の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会及び検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(最初の会議)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集し、第5条

第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条に規定する委員会の所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

別表（第7条関係）

市長公室長，総務部長，市民生活部長，保健福祉部長，こども未来部長，産業経済部長，都市政策部長，建設部長，教育部長，消防長，議会事務局長，政策企画課長，財政課長及び管財課長